

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議（第3回）

令和6年5月30日（木）

10:00～10:15

中央合同庁舎8号館8階818会議室

議 事 次 第

- 1 「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議の開催について」の改正について
- 2 国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（令和6年指針）（案）について
- 3 意見交換
- 4 その他

（配布資料）

- 1 国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議の開催について
- 2 国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（令和6年指針）（案）
- 3 我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会報告書

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議の開催について

平成 29 年 9 月 21 日
 関係府省申合せ
 平成 31 年 1 月 8 日
 一部改正
 令和 6 年 5 月 30 日
 一部改正案

1. 国際的な紛争解決の手段として仲裁手続が積極的に活用されるようになってきていることから、我が国における国際仲裁の活性化に向けて必要な基盤整備を図るべく、関係行政機関等の連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を検討・推進するため、国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバーを追加し、又は関係者の出席を求めることができる。

議 構 成 員	議長	内閣官房副長官補（内政）
	構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
		内閣府知的財産戦略推進事務局長
		法務省大臣官房審議官（国際・人権担当）
		外務省経済局長
		外務省国際法局長
		スポーツ庁次長
		経済産業省貿易経済協力局長通商政策局長
		特許庁総務部長
		国土交通省総合政策局長
	オブザーバー	一般社団法人日本海運集会所理事長
		一般社団法人日本商事仲裁協会理事（仲裁担当）
		日本知的財産仲裁センター長
		一般社団法人東京国際知的財産仲裁センター理事長
		公益財団法人日本スポーツ仲裁機構長
		日本商工会議所国際部担当部長
		一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部副本部長主幹
		公益社団法人経済同友会政策調査部調査役
		公益社団法人日本仲裁人協会代表理事
		最高裁判所事務総局民事局長
		日本弁護士連合会副会長
		東京都政策企画局理事（事業調整担当）国際金融都市総括担当部長
		大阪府商工労働部長

3. 会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。

4. 会議及び幹事会の庶務は、内閣官房の協力を得て、法務省及び経済産業省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（令和6年指針）（案）

令和6年 月 日

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議

第1 はじめに

- 1 国際仲裁は、国際商取引をめぐる紛争について、紛争の一方当事者国の裁判権に一方的に服することなく、契約当事者が選択に関与できる仲裁人の判断により紛争解決を図るという私的自治を尊重したフェア（公平・公正）な法的紛争解決手続である。国際仲裁は、前記の公平性・公正性のほか、ニューヨーク条約等の諸条約により外国における執行が容易であること、原則として非公開であり企業秘密が守られること、専門的・中立的な仲裁人を当事者が選ぶことができること、司法の信頼性が低い国における裁判の利用を回避できること等の様々なメリットがあるとされている。

このようなことから、国際仲裁は、国際取引から生ずる法的紛争の解決手続としてグローバルスタンダードとなっており、世界的に利用が進んでいる。

- 2 しかしながら、我が国内における国際仲裁の取扱件数は依然として低調であるため、本連絡会議では、国際仲裁の活性化に向けた方策について検討を行い、平成30年4月25日、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」を取りまとめ（以下「平成30年取りまとめ」という。）、官民一体となり、人材育成、施設整備、意識啓発・広報といった国際仲裁の活性化のための基盤整備に取り組むとともに、最新の国際水準に見合う法制度の整備を検討することとした。

これを受けて、法務省において、令和元年6月から5年間、一般社団法人日本国際紛争解決センター（JIDRC）に委託して、仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、国内外の企業等に対する広報・意識啓発や施設の整備等の各施策を包括的に行いながら国際仲裁の活性化に向けた有効な施策の在り方について調査分析する調査等委託事業を実施したほか、同省及び経済産業省その他関係府省においても、関係団体等と連携・協力の上で、平成30年取りまとめに記載した各種取組を実施した。

また、法制度の整備については、令和2年5月に外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の改正が行われ、国際仲裁代理の範囲拡大や弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設等がなされたほか、令和5年4月に仲裁法が改正され、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）が策定する最新のモデル法に対応する法制度が整備されるなどの措置が講じられた。

- 3 このような、平成30年取りまとめ以降の関係府省の取組の進展や法的な基盤整備のほか、前記調査等委託事業が令和6年3月末に終了することを踏まえ、これまでの取組を総括するとともに、実務関係者のニーズを踏まえたより効果的な施策を検討するため、令和5年7月、本連絡会議幹事会の下に、民事手続法等の研究者、国際仲裁に携わる法曹実務家及び国際仲裁のユーザーとなる企業関係者を構成員とする「我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会」（以下「実務研究会」という。）を設置した。

実務研究会においては、国際仲裁活性化の意義・目的や今後の施策の在り方について、計8回にわたって活発な議論が行われ、令和6年1月に報告書が取りまとめられ

た（注）。

- 4 以上の経緯及びこれまでの取組で得られた知見を踏まえ、今後政府が重点的に取り組むべき国際仲裁の活性化に向けた施策を示すものとして、平成30年取りまとめを改定し、本指針を策定する。

（注）実務研究会では、国際仲裁に関わる実務家、ユーザーとなる企業関係者、国内外の仲裁機関の関係者、学識経験者等計17名からのヒアリング（期日外ヒアリング計4回）を行うなどしながら検討が進められた。

第2 国際仲裁の活性化の意義・目的等

1 意義・目的

(1) 民商事分野における国際的な法の支配の促進

冒頭記載のとおり、国際仲裁は、国際的な契約関係から生じる法的紛争の一方当事者国の裁判権に一方的に服することなく、契約当事者がその選択に関与できる仲裁人の判断に服するという、私的自治を尊重したフェアな法的紛争解決手段であり、これが各国の法や条約に適切な形で支えられて活用されることで、国際的な民商事取引における法の支配が促進されるといえる。

そのため、我が国が、国際社会の中で、民商事分野での法的紛争解決の有力な拠点となるとともに、国際仲裁の普及・利用拡大を図ることは、国際的な法の支配の促進に貢献するという点で重要な意義を有するといえるべきである。

中でも、アジア地域については、国際仲裁による紛争解決の拠点として国際的に評価される国も一部ある一方で、グローバルなプラクティスと異なる部分を含む仲裁法制や仲裁実務が採用され、裁判所による仲裁判断の執行等の点にも課題を抱える国もあると指摘されている。そのため、アジア地域、とりわけ、日本企業が関わるものも含め国際取引がますます増加することが見込まれる東南アジア地域において、利便性があり、紛争を公平・公正に解決する国際仲裁の普及を図ることは、国際社会における法の支配の促進の上で特に重要である。

このような観点から、我が国が国際仲裁の活性化に取り組む意義・目的については、まずは、主としてアジア地域（特に東南アジア地域）を念頭に置きつつ、民商事分野における国際的な法の支配の促進を図る点にあると捉えるべきである。

(2) 日本企業の海外進出・対日投資の呼び込みへの寄与

我が国において国際仲裁が普及し、また、我が国が国際仲裁による紛争解決の有力な拠点として国際的に認知されることは、日本企業に対し、海外進出する際の紛争解決方法の選択肢を与えるとともに、海外企業に対しても、取引から生ずる法的紛争を我が国で解決する選択肢を与え、我が国に対する国際的信用が高まることとも相まって、海外企業の我が国への進出を促進することにつながる。

このように、我が国における国際仲裁の活性化は、日本企業の海外進出や海外からの対日投資の呼び込みといった国益にも資すると考えられることから、この点にも国際仲裁の活性化に取り組む意義・目的がある。

2 各施策を実施する上で意識すべき点

今後、国際仲裁の活性化に向けた施策を実施する上では、前記1の国際仲裁の活性

化の意義・目的を踏まえることが重要であるが、それに当たっては、次の諸点を意識すべきである。

(1) 国内外において国際仲裁を普及させることの重要性

国際仲裁の活性化を図る上では、我が国はもとより、我が国と密接な経済関係を有するアジア地域（特に東南アジア地域）を中心とした国際社会において、国際仲裁を普及させていくことが重要であり、より具体的には、これらの地域で交わされる国際取引の契約書に、紛争解決条項として仲裁条項がより多く盛り込まれること、中でも、我が国を仲裁地・審問場所とする条項がより多く盛り込まれることの重要性を意識すべきである。

すなわち、紛争解決条項として仲裁条項が盛り込まれる契約が増加することは、国際仲裁の普及、ひいては民商事分野における法の支配の促進を示すものであるし、中でも、我が国を仲裁地・審問場所とする条項が盛り込まれた契約が増加することは、国際仲裁の拠点としての我が国の国際的な評価の向上を示すものであり、国内外のユーザーにとって国際仲裁を利用しやすい環境整備が進んでいることを裏付けるものである。

なお、我が国を仲裁地・審問場所として実施される「仲裁件数（申立件数）」は、実務研究会が指摘するように、契約書に仲裁条項が盛り込まれた案件のうち、実際に紛争に発展し、かつ、それら紛争が和解等の他の方法ではなく仲裁によって処理された件数を示すものにすぎず、これらの外部的要因により大きく左右される数値であるから、国際仲裁の活性化に向けた施策を進める上で仲裁件数を重要な指標とするのは適切でない。

(2) 我が国の国際仲裁に対する国際社会の信頼を得ることの重要性

我が国が国際社会に対して国際仲裁の魅力を訴求し、その普及を図る上では、我が国の国際仲裁に対する国際社会の信頼を獲得することが重要である。

そのためには、まず、我が国が、公平・公正であり、かつ、日本企業のみならず海外企業にとっても利用しやすい、魅力的な国際仲裁のサービスを提供できる拠点となることが重要である。

そして、安定的な法制度及び実務運用に支えられている点を含め、我が国における国際仲裁の魅力を国内外に訴えることによって、日本企業における国際仲裁の認知度を向上させてその利用を促進するとともに、海外ユーザーの認知・評価を得ていくことが肝要である。

さらに、国際社会からの信頼を得る上では、民商事分野に係る国際的なルール形成の場に我が国が積極的に参画し、これに貢献していくことも重要である。こうした取組は、世界の法律家コミュニティにおける我が国のプレゼンスや発言力を高め、我が国の国際仲裁に対する認知度・評価の向上に資するものであるとともに、国際的な法の支配を促進するものであるといえる。

(3) 人材育成の重要性

国際仲裁の活性化に向けた取組を進める上では、国際仲裁の普及の前提として、より多くの法曹実務家が国際仲裁の重要性を理解し、その実践に必要な実務能力を身につけることが重要であるが、そのような人材を育成するにとどまらず、国際仲裁に特に精通し、グローバルコミュニティで活躍できる実務家の育成にも注力す

べきことに留意する必要がある。

我が国を拠点とし、仲裁人・仲裁代理人としてグローバルに活躍する法曹実務家が増加することは、我が国において国際仲裁の活性化をリードしていく中核的存在が増えることを意味するのみならず、我が国以外の仲裁地・審問場所における仲裁事案において日本企業が国際仲裁を適切かつ効果的に活用することにも資するものといえる。また、これらの人材の裾野が広がることは、国際社会において公平・公正な国際仲裁の実務を普及させるための担い手の増加や、国際的な紛争解決ルール形成への我が国の積極的貢献を支える人材の増加にもつながることから、その育成・確保は極めて重要である。

(4) 国際調停の普及に向けた取組の重要性

国境を越えた私的自治を尊重したフェアな法的紛争解決手段としては、仲裁人が強制力を伴う判断を行う国際仲裁のほか、当事者双方の合意で解決策を定める国際調停も挙げられる。我が国においても、令和5年4月に調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（いわゆる「調停に関するシンガポール条約」）の実施に関する法律が成立し、同条約は令和6年4月に我が国で発効したところである。

国際的な法の支配の促進の観点からは、国際仲裁に並び立つものとして国際調停の普及を図ることも同様に重要であるため、国際仲裁の普及を図る際には、国際調停の普及に向けた取組も併せて進めるよう留意するべきである（以下、国際仲裁の普及に向けた取組という文脈で「国際仲裁」というときは、国際調停の普及に向けた取組も含む。）。

(5) 長期的視点の重要性

国際仲裁の活性化が実現したといえるためには、国際的な紛争解決拠点としての我が国の認知度・評価を高めるなどしつつ、国際的な民商事取引を行う国内外の民間企業にその有用性の認識を広め、それら企業の契約実務で仲裁条項の利用が一般的なものとなること等が必要であるところ、これらはいずれも短期的に成果が見込まれる性質のものではなく、息の長い取組を要するものであることから、長期的視点に立ち、各種施策を着実に進めていくことが重要である。

第3 今後講じるべき主な施策

前記第2の国際仲裁の活性化の意義・目的等を踏まえ、今後、関係府省において、関係民間団体と協力・連携し、以下の施策に重点的に取り組む。

1 国内外における周知啓発活動

- 国内企業・実務家向けの周知啓発を積極的に行う。特に、中小企業の経営層や、中小企業に対して契約法務に関するアドバイスを行う立場の弁護士に対しても、国際仲裁の有用性や、契約書に仲裁条項を盛り込むなどの実務的手法をアナウンスするなどし、我が国の中小企業による国際取引から生ずる法的紛争の解決手段として国際仲裁の有効活用を促すための広報活動を行う。

その際には、戦略的観点から、我が国を仲裁地とすることに親和的な分野・契約類型（販売店契約、ライセンス契約、代理店契約、合併契約等）に関連する企業及び弁護士を対象として重点的に広報活動を実施することも検討する。

また、実務研究会の報告書において、中小企業においては、海外との取引に関し、

契約書に仲裁条項を盛り込むことはもとより、海外企業と契約書を交わすことの重要性すら十分に認知されていないとの指摘があったことも踏まえ、中小企業の海外進出をトータルに支援する観点から、日本貿易振興機構（JETRO）を始めとする関係機関とも連携し、国内企業の海外進出支援のパッケージに組み込む形で国際仲裁のセミナーを実施する。【以上、法、外、経産】

- 海外の企業・実務家向けの周知啓発として、海外の政府機関・仲裁機関・商工会議所、ASEAN事務局その他の国際機関等と連携しつつ、民商事分野における法的紛争解決に関するシンポジウムを開催し、又はこれに参加することで、我が国の国際仲裁についての広報活動を行う。その際には、国際水準を備えた我が国の仲裁法制の内容や、実務運用が質が高く安定的である点を始め、我が国の国際仲裁の魅力について積極的に発信する。

併せて、海外企業の日本子会社やそのインハウス弁護士、外国法事務弁護士等に対し、国際仲裁の活性化に関する我が国の取組内容を紹介し、国際仲裁の利用促進を図る。【以上、法、外、経産、国交】

- 以上のほか、国内外の企業関係者や経済団体、弁護士、各種知財、スポーツ、建設関係団体等に対する仲裁の意義等に関する広報の取組を継続・拡大する。【法、外、知財、スポ庁、経産、特許、国交】

2 国際仲裁の拠点としての我が国の国際的な評価向上のための取組

- 我が国が国内外の幅広いユーザーから利用しやすい国際的な仲裁拠点として認知・評価されるためには、我が国に国際的に評価の高い仲裁機関が存在していることが重要である。実際、海外の著名な仲裁機関においては、当該仲裁機関において行われる仲裁手続の安定性・信頼性を向上させるため、国際的に信頼性の高い著名な仲裁実務家を組織の意思決定に参画させるなど、国際的な評価を高めるための様々な取組が行われている。

この点を踏まえ、我が国を拠点とする代表的な商事仲裁機関である日本商事仲裁協会（JCAA）等の国際的な認知度や評価の向上のため、政府から独立した民間団体であるという仲裁機関の特性に留意しつつ、海外向けシンポジウムの開催など、海外ユーザー等に対してJCAA等の認知度・評価を向上させるための取組を必要に応じ実施する。また、JCAA等が国際的な認知度・評価を高めるための組織体制の強化や海外仲裁機関その他の仲裁関連団体との連携等を行うことに関しては、その要請に応じ、適切な支援策を検討する。

【法、外、知財、スポ庁、経産、特許、国交】

- 我が国の仲裁地としての魅力を発信するため、国内外のユーザー、仲裁実務家、仲裁機関・仲裁関連団体等が集う国際仲裁イベントの開催を支援する。【法、経産】
- 我が国の国際仲裁実務が公平・公正に行われるためには、仲裁判断の執行等の場面で、我が国の裁判所が仲裁関係事件の手続を円滑かつ適切に運用することも重要となるため、裁判所に対して適切な情報提供を引き続き行う。【法】
- 国際的な法の支配を促進するために、法的紛争解決分野における我が国の国際的プレゼンスを高め、国際仲裁を含む我が国の民商事法制度に対する信頼向上に資するとの観点からも、UNCITRAL等の国際機関における国際的な紛争解決等のルール形成の場に積極的に参画する。【法、外】

3 人材育成

- 国際仲裁の利用拡大を図る基盤となる人材を育成するとともに、長期的に国際舞台で活躍できる仲裁人・仲裁代理人となり得る人材を育成するために、まずは、大学や法科大学院の学生、司法修習生等の若年層を広く対象として各種教育等の活動（法科大学院における仲裁関係の授業の提供、国際仲裁に関する選択型実務修習プログラムの実施を含む。）を行う。併せて、実務家層を対象に、海外の人材育成に関する仲裁関連団体等と連携の上で、専門的なトレーニングプログラムを受講するための環境の整備を行うなどして、コモンローの法体系や国際標準に則した国際仲裁の実務に精通し、英語での法律実務に長けた人材の育成を図る。【法、知財、スポーツ、経産、特許、国交】
- 国際仲裁と国際調停の連携・相互利用が世界的に進められていることや、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（シンガポール条約）が令和6年4月1日に我が国で発効したことを踏まえ、各種教育等の活動をすることにより、国際調停の実務（国際仲裁と国際調停の連携を含む。）にも精通した人材の育成を図る。【法、知財、スポーツ、経産、特許、国交】
- 知財、スポーツ、建設等の各専門分野の仲裁活性化を図るための人材育成等の取組を行う。【法、経産、知財、スポーツ、特許、国交】

4 仲裁専用施設の整備

仲裁専用施設の整備については、長期的視点に立ち、我が国における仲裁専用施設の安定的な確保の実現に向けて引き続き検討を進める。

その検討に当たっては、前記調査等委託事業の一環として東京都虎ノ門に開設した専用施設の運営状況、同施設の運営終了後の仲裁専用施設に対するニーズや、民間の仲裁専用施設の開設状況等を十分に踏まえることはもとより、仲裁専用施設を持続可能な形で運営していくための官民の負担の適切なバランスや、運営体制・仕組みの在り方、主なユーザーである経済界の理解や支援の在り方、広報・意識啓発や人材育成等のソフト面での基盤整備との間での国のリソースの効果的な配分の在り方、仲裁機関と仲裁専用施設運営主体の関係なども考慮する。【法、外、知財、スポーツ、経産、特許、国交】

第4 実施体制・官民連携の在り方

国際仲裁の活性化に向けた取組を効果的に進めるに当たっては、国際仲裁が民間を主体とする紛争解決手続であり、仲裁判断の中立性・公平性を阻害することのないよう十分留意しつつも、これまで以上に官民の関係機関が緊密に連携・協力する体制を構築する。

そこで、国と、法曹界（日本弁護士連合会等）、経済界・経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、各地の商工会・商工会議所、JETRO等を含む。）、在外公館や国際機関（UNCITRAL、ASEAN事務局等を含む。）及び各種の仲裁調停機関・仲裁調停関連団体（公益社団法人日本仲裁人協会、JIDRC、京都国際調停センター〔JIMC〕等）との間の連携を図るため、法務省、外務省、経済産業省その他の関係府省は、それぞれの関係機関・団体との間の連携について適切なリーダーシップを発揮すべきことに留意しながら各種施策に取り組むものとする。

第 5 情報収集等

関係各府省庁は、引き続き、上記各施策の実施のため有益な国内外における各種情報の収集・把握等に務める。

研究会報告書

令和6年1月

我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会

第1 はじめに

国際仲裁は、国際取引から生ずる法的紛争を公正かつ適正に解決する上でグローバルスタンダードとなっている手続であるが、我が国では、その国際取引の規模に比してその活用が低調に留まっているとの問題意識を背景に、平成30年4月25日、関係府省連絡会議において「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」（以下「**平成30年とりまとめ**」という。）がとりまとめられ、その後、これに基づき、官民の関係者が国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を進めてきた。主な取組としては、令和5年4月に仲裁法が改正され、最新の国際水準に見合った仲裁法制の整備が完了したことや、令和元年6月から令和6年3月までの5か年の事業として、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査等業務が一般社団法人日本国際紛争解決センター（JIDRC）に委託されて実施された（以下「**調査等委託事業**」という。）こと等が挙げられる。

本実務研究会は、これまで国際仲裁の活性化に向けた基盤整備の中核を担ってきた調査等委託事業が令和6年3月に終了することを見据え、これまでの官民における取組を総括するとともに、改めて国際仲裁に関わる実務家やユーザーのニーズを踏まえつつ、今後の国際仲裁の活性化のためのより効果的な施策を検討する目的で設置された。本実務研究会は、令和5年8月11日から令和6年1月25日までの間、国際仲裁に関わる実務家、ユーザーとなる企業関係者、海外仲裁機関の関係者、学識経験者等からヒアリングを行った上、その結果を踏まえた議論を行った（ヒアリング対象者については別添参照）。ヒアリング事項や議論の内容は多岐にわたったが、主眼は一般の商事仲裁に置かれ、大別すると、我が国における国際仲裁活性化のビジョンと戦略（国の施策として国際仲裁を活性化させる意義・目的）に係る総論部分（第2）と、それを踏まえた各施策の在り方に係る各論部分（第3）、そして、各施策を実施するための関係者間の連携体制の在り方（第4）に分けられる。本報告書においては、これらの各点についての本実務研究会における議論の概要及びそれを踏まえた本実務研究会として考える今後の方向性について報告する。

第2 我が国における国際仲裁活性化のビジョンと戦略

1 本実務研究会における議論の概要

(1) 国の施策として国際仲裁を活性化させる意義・目的

本実務研究会では、今後の施策を考えるに当たり、改めて、政府が国際仲裁の活性化に関与する意義や目的、とりわけ、国費を投入して行うべき公益目的を明確化すべきとの問題意識から、この点について集中的な議論を行った。

その中では、国際仲裁は、一方当事者国の裁判権に一方的に服することなく、契約当事者が選択に関与できる仲裁人の判断に従うという私的自治を尊重したフェア（公平・公正）な法的紛争解決手段であり、これが各国の法や条約（ニューヨーク条約）に支えられていることで、国際的な民商事取引における「法の支配」の実現を可能と

するものであること、その意味で、国際仲裁の活性化は、民商事分野における国際的な法の支配の促進につながるものであり公益に資するという点で意見の一致を見た。特に、現在グローバルに広く利用されているプラクティスとは異なる部分も含む仲裁法や仲裁実務を採用するなど海外ユーザーからみて仲裁の利便性や理解が十分とは言えず、仲裁判断の取消しや円滑な執行の点でも課題を抱えるアジア地域において国際仲裁の利便性及び実効性を高めることは、アジア、とりわけ我が国に係るものも含む国際取引・投資が今後ますます増加すると思われる東南アジア地域を始めとする国際社会における法の支配の促進に大いに資するものであり、ここに我が国がリーダーシップを発揮することは、法務・司法分野における我が国の国際的なプレゼンスの向上に資するとの点についても意見が一致した。

また、平成30年とりまとめで示された認識と同様に、我が国において国際仲裁の基盤を整備することは、日本企業にとっても、そして我が国に進出する海外企業にとっても国際仲裁をより利用しやすい環境が整うことを意味し、日本企業に信頼できる紛争解決手段を提供するとともに、海外から幅広く投資を呼び込む上でも有益であり、我が国の経済・産業振興に資するという点で公益性が認められることについても意見が一致した。

そして、これらの視点は相互に排斥し合うものではなく、いずれも重視されるべきものであり、具体的な取組を進める上では、法の支配の促進を中・長期的に達成すべき目標として掲げつつ、短期的には我が国の経済・産業振興、特に日本企業が国際仲裁を利用しやすい環境の整備を目指してニーズの掘り起こしに取り組むなど、時間軸を意識するべきであるとの指摘もあった。

さらに、国境を超えた紛争解決手段として国際仲裁を振興する上で、それに前置ないしは組み合わせる手続だけでなく、私的自治による紛争解決としての調停の意義と重要性を認識し、その振興を図るべきである、という点でも意見が一致した。（以下、国際仲裁の振興という文脈で「国際仲裁」というときは、国際調停の振興も含む趣旨である。）

(2) 意義・目的の実現を目指す上で、考慮すべき要素

本実務研究会は、上記(1)の意義・目的を実現するための施策を立案・実施する上で考慮すべき具体的な要素についても議論を行った。

まず、国際的な法の支配の促進という意義・目的からは、まずもって、我が国が海外ユーザーから国際的な仲裁拠点の一つとして認知される必要があり、そのためには、我が国を拠点とする仲裁機関が、日本企業のみならず海外企業にとっても公平・適正であり、適切かつ迅速な手続で双方が信頼できる仲裁サービスを提供するものとして国際的評価・信頼を得ることが重要である。したがって、それを示すものとして、究極的には、我が国が、我が国企業以外の海外企業間取引における第三国仲裁地として積極的に選ばれる仲裁地となることを指向すべきとの指摘があった。また、法の支配の促進の観点からは、国内において国際仲裁に適した環境を整備することのみに留まるのではなく、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）をはじめとする国際的な紛争解決ルール形成の場において我が国が積極的にルール形成に貢献するとともに、アジア、とりわけ東南アジア地域において世界標準の効率的な国際仲裁実務を浸透させ、仲裁判断の取消しの是非の判断・執行が適正に行われるようにするなど、

国際仲裁の利便性及び実効性の向上にリーダーシップを発揮し、国際仲裁が国際的な民商事取引から生ずる紛争解決のスタンダードとして定着すること、具体的な表れとしては、アジア地域で取り交わされる国際取引に係る契約書に仲裁条項がより多く盛り込まれることを指向すべきとの指摘があった。

次に、我が国経済振興の観点からは、我が国を仲裁地・審問場所とする仲裁条項を増加させることを指向すべきとの指摘があった。ただし、この点に関しては、我が国を仲裁地・審問場所として実施された仲裁件数を重視するのではなく、あくまで契約書に盛り込まれた仲裁条項の増加を指向すべきとの点で意見が一致した。その理由として、仲裁件数（申立件数）は、基本的には、契約書に仲裁条項が規定された上で、実際に紛争が発生した上、その解決手段として、紛争当事者が和解等によらずに仲裁合意に基づき仲裁申立を行った場合に初めて仲裁件数として計上されるところ、紛争の発生する割合（紛争発生率）は経済状況等の様々な外部的要因によって変動する上、仲裁手続に至らずに解決される件数も様々な理由で変化することから、仲裁件数（申立件数）は国際仲裁の活性化策の立案・実施に当たって考慮すべき要素としては適当でないからである。

さらに、グローバルコミュニティで活躍し得る国際仲裁実務家を増加させることは、グローバルコミュニティにおける世界標準に則った国際仲裁を普及させるための国際仲裁手続の適切な担い手の確保につながるほか、国際紛争解決のルール形成に我が国がリーダーシップを発揮することをより効果的とするものであって、法の支配の促進の上で重要であるし、日本人の法律実務家が仲裁人・仲裁代理人として世界的に活躍できるようになれば、我が国が仲裁地・仲裁場所となる場合はもとより、仲裁地・審問場所が我が国以外となる事案においても日本企業が国際仲裁を適切に活用できる環境の整備につながることから、国内外を問わず活躍することができる国際的な法律実務家を育成することが重要であるという指摘があった。

最後に、施策実施上の留意点として、国際仲裁の活性化は短期的に成果が上がるものではなく、長期的視点に立って進めていくべきものである上、上記のとおり我が国を拠点とする仲裁機関の国際的評価・信頼等は数値化が難しいものであり、数値に現れない定性的な要素もあることを考慮すると、上記の各要素に関する数値はあくまで参考として取り扱うべきであり、これを短期的数値目標として設定し、追い求めるのは適切でないとの点で意見は一致した。

(3) 施策を実施する上での姿勢

本実務研究会においては、上記(1)の意義・目的、(2)の考慮要素を踏まえた施策を実施する上での姿勢についても議論を行った。

平成30年とりまとめにおいては、シンガポールや香港等の例を参考にして施策が立案されたが、本実務研究会では、海外における取組をより多角的に検討する観点から、シンガポールのほか、英国、韓国、スイス、ドイツ、国際商業会議所（ICC）商事仲裁裁判所の関係者からもヒアリングを行い、これらの国々と我が国の前提条件の相違についても検討した。

その結果、歴史的な背景や地理的な要因等により、他国と比べて相対的に第三国の企業同士が利用しやすい中立的な第三国仲裁地としての地位ないしイメージを確立している国（スイス、シンガポール等）と、そのようなイメージと直ちに結びつかず、

中立的な第三国仲裁地となりづらい我が国との相違点、国際仲裁で多く用いられている言語である英語を母国語・公用語とする国（英国、シンガポール、香港等）との相違点、日本法がシビルロー（大陸法）であるため、コモンロー（英米法）の仲裁地のように、国際取引で頻繁に準拠法となるコモンロー（英米法）と一体で仲裁地を売り込むことができない点、ドイツや韓国のように充実した国内仲裁件数に支えられた仲裁機関の財政基盤が我が国には欠如している点など、前提条件の相違は大きいことから、前提条件の異なるシンガポール等の国の姿を闇雲に追い求めるのではなく、我が国がアジアにおける有力な国際仲裁拠点の一つとして独自の地位を確立できるよう、戦略的に施策を立案し、その地道な実施を続けるべきとの意見が示された。

また、グローバルなユーザーに訴求するためには、グローバルスタンダードに沿った仲裁サービスを提供できることが前提条件であることから、そのための基盤整備・人材育成を最優先とすべきであり、そのうえで、我が国独自の強みを「売り」にしていくことはその上で検討していくべきである。この点、どのような点を「売り」としていくかについては、歴史的にも調停実務が発展し、裁判実務においても広く利用されている我が国の強みを活用し、例えば仲裁と調停を組み合わせた“Arb. Med. Arb.”

（Arbitration-Mediation-Arbitration。本報告書では仲裁人と調停人が別人である別離型と同一である継続型をいずれも含む。）等の紛争解決のオプション、英米法圏と大陸法圏の手続をハイブリッド化した手続の柔軟な運用、広範な証拠開示を前提とせず争点整理を重視する審理運営などが挙げられ、これらを「売り」に、アジアだけでなくヨーロッパを含む大陸法圏の実務家とも協力して国際仲裁・調停実務におけるリーダーシップを発揮していくべきといった意見や、大陸法系の国のユーザーをターゲットに訴求すべきとの意見もあり、他方において、日本の売りをつくるにあたって、英米法と大陸法、両方の法律家にとって魅力的でなければならないという意見もあり、具体的な日本の仲裁の売りについては、引き続き、内外の潜在的ユーザーや仲裁機関や実務家の間でさらに議論を深め、整理していく必要がある。

2 本実務研究会として考える今後の方向性

- (1) 国の施策として国際仲裁を活性化させる意義・目的として、ルールに基づく紛争解決手続のグローバルスタンダードである国際仲裁の基盤を我が国において整備し、アジアにおける有力な拠点として提供するとともに、アジア、とりわけ東南アジア地域への国際標準に則った国際仲裁の普及を図り、同地域での仲裁判断の適正な執行を確保することにより、**国際的な法の支配を促進し、司法分野における我が国の国際的プレゼンスを向上させること**を掲げるべきである。

また、法の支配の促進の観点から、我が国がグローバルな国際仲裁の拠点となることは、**日本企業が海外進出する際に生じ得る法的紛争解決の選択肢を増加させるとともに、対日投資を呼び込むための基盤整備**にもつながる。

- (2) 国際的な法の支配の促進という上記の意義・目的を達成するための施策の立案・実施に当たっては、我が国が海外ユーザーから国際的な仲裁拠点の一つとして認知される必要がある、そのためには、我が国を拠点とする仲裁機関が国際的評価・信頼を得ることが必要不可欠である。したがって、短期的には、日本企業が海外進出する際に生じ得る法的紛争解決の選択肢を増加させる等の観点から、広報・啓発を通じ、日

本企業を潜在的ユーザーとする仲裁ニーズを掘り起こし、日本企業に仲裁地を日本とする国際仲裁を活用してもらうとともに、より長期的な視点からは、日本の仲裁地としての海外のユーザー目線での国際的評価・認知のメルクマールである①**日本以外の海外企業間取引において第三国仲裁地として積極的に選ばれる仲裁地となることを**指向して施策を立案・実施すべきである。

また、世界、とりわけアジアにおける国際仲裁の普及を図り、同地域での仲裁判断の適正な執行を確保するという観点からは、②**UNCITRALをはじめとする国際的な紛争解決ルール形成の場において我が国が積極的にルール形成に貢献**すること、③**アジア、とりわけ東南アジア地域において国際標準に則った国際仲裁の普及や国際仲裁の利便性及び実効性の向上に向けてリーダーシップを発揮**することを通じ、**アジア地域で取り交わされる国際取引に係る契約書に国際紛争解決条項としての仲裁条項がより多く盛り込まれること**、④同時に、アジアにおける国際仲裁の利便性の向上にリーダーシップを発揮するためには、国際仲裁手続の適切な担い手も不可欠であることから、**グローバルコミュニティで活躍し得る国際仲裁実務家を増加させること**を指向すべきである。

こうした点を指向していくことは、国際仲裁の利活用を通じた我が国企業の国際取引利便性向上にも資するものである。上記③、**アジア地域で取り交わされる国際取引に係る契約書の仲裁条項において、とりわけ我が国を仲裁地・審問場所とする数が増加すること、すなわち我が国が仲裁地・審問場所として高く評価され、幅広く内外のユーザーに受け入れられることは**、日本企業にとっても、そして我が国に進出する海外企業にとっても国際仲裁をより利用しやすい環境が整うことを意味し、日本企業に信頼できる紛争解決手段を提供するとともに、海外から幅広く投資を呼び込む上でも有益であるし、上記④、とりわけ**我が国を拠点とする仲裁実務家を増加させることは**、国内外において、日本企業が国際仲裁による紛争解決に当たって的確な法的助言を得られる環境を整備し、ひいては日本企業のグローバル展開の基礎となる法的基盤の提供にもつながると考えられる。

なお、上記の各数値をある種の指標として把握することは、施策の効果を測定する上である程度有用ではあるが、国際仲裁の振興は息の長い取組を要する上、数値に表れない定性的な要素もあり、定量的な測定に必ずしも馴染まないことにも鑑みると、これらを短期的な数値目標として用いるのは適当でない。

- (3) 今後の施策の立案に当たっては、先行する世界的な仲裁拠点の例を闇雲に追いかけるのではなく、これらの国々と**我が国との前提条件の相違（中立的な第三国性の阻害要因、言語、法体系など）**を踏まえた上で、我が国がアジアにおける有力な国際仲裁拠点の一つとしての地位を確立できるよう、**長期的視点に立って、国のリソースの効果的な配分、配分先の選択と集中を意識した戦略的な施策の立案と、その着実な実施**を重視すべきである。

その際には、グローバルスタンダードに沿った仲裁サービスを提供するための基盤整備を行い、グローバルなユーザーの信頼を勝ち得ることを最優先とし、その上で、我が国独自の強みを「売り」としていくことを検討していくべきである。

第3 我が国における国際仲裁の振興策

1 我が国が仲裁地として国内外のユーザーに選ばれるために必要な国際的な評価向上のための環境整備

(1) 本実務研究会における議論の概要

本実務研究会では、以下のような指摘があり、これらの点について異論はなかった。

我が国がアジアにおける国際仲裁のハブの一つとして国際的に認知されるためには、また、（契約当事者の一方が日本企業の場合であっても）我が国を仲裁地とする仲裁合意が契約書に盛り込まれるためには、我が国における仲裁が海外企業にとっても公平・適正であり、適切かつ迅速な仲裁サービスを受けることができるという国際的評価・信頼を得ることが必要であり、そのための環境整備を行う必要がある。その一つとして、法制面では令和5年4月に仲裁法が改正され（令和6年4月施行予定）、最新の国際スタンダード（UNCITRALモデル法）に準拠した法整備が完了しており、裁判制度の運用面においても、東京においていわゆるビジネスコートが立ち上がり、国際仲裁に関する裁判手続はビジネスコート内の専門部において処理が可能となるなどの基盤構築が進められた。今後も、司法分野を含む我が国の国際仲裁実務が最新の国際水準に対応していくために、裁判所に対し、適切な情報提供等の取組を継続して実施すべきである。

また、仲裁地としての我が国の国際的な評価は、我が国の代表的な商事仲裁機関である日本商事仲裁協会（JCAA）の国際的な認知度及び評価と表裏一体をなすものであり、我が国がアジアにおける国際仲裁のハブの一つとなるためには、JCAAの国際的認知度・評価向上のための取組を官民が連携して進めていくことが不可欠である。本実務研究会では、海外の仲裁機関の取組を参考とすべくヒアリングを行ったところ、国際的な名声を確立している海外仲裁機関の多くは、仲裁機関の代表等のマネージメント層に国際的に著名な仲裁人を任命し、また、その中におけるジェンダーバランスや多様性にも配慮するなどして、当該仲裁機関の所在国以外の国のユーザーに訴求するための「顔」として機能させているほか、ガバナンス面においても、ケースマネージメント機能の強化、多様なバックグラウンドの仲裁人からなるコートメンバーの選任やアドバイザリー・ボディの設置など多様性の確保や組織体制の強化による国際的訴求力の向上に意を配っていることが紹介された。また、仲裁機関の仲裁規則は、広くグローバルなユーザーに対して訴求することが重要であり、そのことが仲裁機関の国際的な訴求力を高めることにつながるといった指摘や、国際的に著名な仲裁実務家を仲裁人として確保するためには、仲裁人の報酬についても、グローバルスタンダードに見合う報酬体系とすることが重要であり、他方で仲裁人報酬の予測可能性の担保やコスト意識といったユーザーの視点も考慮することが重要であるといった指摘がされた。さらに、海外向け広報についても、海外仲裁機関等との連携の重要性が指摘された。

我が国を拠点とする仲裁機関においても、国際的な認知度及び評価の向上のために、これら海外の参考例を踏まえた取組を検討することは有益であり、政府においても、その国際的な認知度及び評価向上に向けた環境整備を検討すべきである。

(2) 本実務研究会として考える今後の方向性

司法分野を含む我が国の国際仲裁実務が最新の国際水準に対応していくために、裁判所に対して適切な**情報提供（説明会や意見交換会等）**を引き続き行うべきである。

また、我が国を拠点とする仲裁機関の国際的な認知度及び評価の向上のために以下のような取組を推奨し、政府としても可能な範囲で支援すべきである。

- ① (外国人材を含む) 国際的評価が高く、多様なバックグラウンドを有する仲裁実務家の組織内(マネージメント層や仲裁ケースマネージメント部門)への取り込み、コートメンバーやアドバイザリー・ボディとしての関与(仲裁規則改定への参画等)の検討。
- ② 仲裁規則、とりわけ、我が国を拠点とする仲裁機関独自の諸規定について、これがグローバルなユーザーに訴求するのか、あるいは大陸法系のユーザーに訴求するのかといった戦略的観点からの再検討。
- ③ 仲裁人報酬の在り方の再検討。とりわけ、国際的に著名な仲裁実務家が仲裁人となる上で必要なグローバルスタンダードに見合う報酬体系の必要性と、仲裁人報酬の予測可能性の担保やコスト意識といったユーザーの視点を考慮する必要性。
- ④ 仲裁機関を国内外に効果的にアピールするための海外仲裁機関その他の仲裁関連団体との連携や海外企業向けの広報に向けた戦略(大陸法系のプラクティスの利点と欠点を踏まえたマーケティングを含む。)の検討。

2 国内外の意識啓発・広報

(1) 本実務研究会における議論の概要

国内企業等に対する意識啓発・広報については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により活動が制約されることはあったものの、5か年の調査等委託事業により、大企業を中心に国際仲裁制度への認知・理解が高まってきているといえ、その定着に向けて取組を継続する必要があることについて異論はなかった。

一方で、国内中小企業については、日本国内における仲裁を活用する潜在ニーズは大企業より高いと考えられるにも関わらず、国際仲裁の有用性はもとより、海外企業との契約交渉過程における紛争解決条項の重要性への理解すら浸透していないのが実情であり、さらには、海外企業との間で取引を開始するにあたって契約書を交わす実務すら定着していないといった指摘もあった。今後、海外取引を行う中小企業の数は一層増加すると見込まれることを踏まえると、契約書の作成の重要性といった基本的な事項を含め、政府や公益社団法人日本仲裁人協会(JAA)、JCAAにおいて、日本商工会議所等の経済団体と連携するなどし、国内の中小企業に対する広報・意識啓発を更に進める必要があるとの認識も示された。

また、日本企業と海外企業との契約交渉において我が国を仲裁地とする仲裁条項を契約書に盛り込むには、上記のとおり、我が国が海外のユーザーから国際仲裁の拠点としての認知・評価を得る必要があり、そのための海外広報が重要であることも強調された。5か年の調査等委託事業においては、コロナ禍による海外渡航制限の影響もあり海外広報が十分に実施できておらず、この点は、今後、日本仲裁に理解の深い海外の仲裁実務家の活用も含め、特に優先的に取り組むべき課題である。

また、国際的な法の支配の促進や、国際仲裁の活用を通じた我が国企業の国際取引の円滑化の観点からは、我が国の仲裁の魅力を発信するだけではなく、アジア、とりわけ東南アジアにおいて、仲裁判断が司法機関において円滑に執行される等のため

に、国際仲裁の重要性に関する理解促進や環境整備が重要であり、その観点から、政府において、司法外交の一環として、東南アジア諸国の法務・司法当局と連携した活動を行うことも重要であるとの指摘もされた。

これらに加え、我が国の法制度について海外のユーザーからの信頼や認知度を高めるためには、我が国の国際仲裁に関する裁判例を英語で、海外のユーザーに発信することが重要であるとの指摘もあった。

(2) 本実務研究会として考える今後の方向性

今後における国内外の企業や法律実務家等に向けた広報・意識啓発については、これまで調査等委託事業等において行われてきた取組を継続・拡大するとともに、訴求対象の特性に応じたきめ細やかなアプローチを取るべきである。具体的には、法務部を有する大企業に対する戦略的広報はもとより、法務部を有しない中小企業に紛争解決条項の重要性や国際仲裁の有用性を的確にアドバイスできるよう、弁護士会や仲裁関連団体を中心に、**企業の法律顧問となる一般の企業法務を行う弁護士を対象とする周知・意識啓発を重点的に進めること**や、政府、弁護士会が経済団体等と連携して、**海外進出支援のパッケージの一つとして中小企業における国際仲裁の認知度を高める取組を進めるべきである。**

また、海外企業に訴求するための方策としては、まずは取り掛かりとして**日本国内にある海外企業の日本子会社やそのインハウス弁護士、外国法事務弁護士等への広報を進めるほか、海外の政府機関・仲裁機関、商工会議所等と連携した国内及び海外でのイベントの実施などに取り組むべきである。**

これらのほか、UNCITRAL等の国際機関における国際ルール形成の場面において我が国が積極的に参画していくことも、紛争解決分野における我が国の国際的プレゼンスを高める上では重要であり、ひいては我が国の紛争解決制度に対する信頼を高め、国際仲裁の活性化にも資するものと考えられる。

なお、仲裁と調停を柔軟に組み合わせた手続や、大陸法系の国々（ドイツ、韓国、スイス等）と連携し、大陸法系に親しんだユーザーのニーズに対応可能であることを売りとしてJCAA仲裁をアピールすることも考えられるが、この点については、上記第2の2(3)でも触れたとおり、JCAAがグローバルな仲裁機関の一つとして十分に認知される上では、まずはグローバルスタンダードに沿った仲裁が可能である点をアピールする必要がある、その上で、我が国独自の強みを売りにしていくという観点で進めることが肝要である。

例えば、次のような取組が考えられる。

- ① 令和5年に改正され、国際水準を備えた仲裁法制の海外広報
- ② 国内企業（特に中小企業）の意識啓発を目的とした、契約実務を含む一般企業法務を担当する弁護士、企業の経営層・海外担当部門への意識啓発
- ③ 我が国を仲裁地とすることに親和的な分野・契約類型（販売店契約、ライセンス契約、代理店契約等）に関連する企業及び法律実務家にターゲットを絞った意識啓発
- ④ 国内紛争解決にも当てはまる仲裁の利点（秘匿性の高さ等）を広報することによる、仲裁そのものへの国内企業の親和性の向上
- ⑤ 海外企業の日本支店、外資系企業の法務部・インハウスへの広報

- ⑥ 我が国の裁判所の国際的な民商事法関係紛争に関する判断の適時・適切な英語による情報発信
- ⑦ 海外の仲裁機関や仲裁関連団体と連携した国内・海外でのユーザー、仲裁実務家を対象としたシンポジウム等の開催
- ⑧ ASEAN地域を対象とした、政府、企業に対する国際仲裁の意義や有用性に関するシンポジウム等の開催
- ⑨ 海外の民商事法関係紛争解決に関する会議、セミナー等への政府及び仲裁関連団体の積極的な参加

3 人材育成

(1) 本実務研究会における議論の概要

本実務研究会では、以下のような指摘があり、これらの点について異論はなかった。

5か年の調査等委託事業においては、学生、司法修習生、若手の法律実務家等を対象に、仲裁人等になり得る者の裾野の拡大という観点や専門的な知識・経験等を習得させるという観点から様々な取組が行われきており、最近では英国仲裁人協会（C I A r b）の実施する仲裁人のスキル認定プログラムの受験者も増えるなど、成果の兆しが見え始めているものと考えられる。

人材育成は、中長期的な取組が必要な性質のものであり、今後も、取組を継続し、若手を中心とする仲裁人材の層を厚くしていくことが重要である。

なお、前述のとおり、仲裁人・仲裁代理人として国際的に活躍できる法律実務家を我が国から広く輩出することは、仲裁地が我が国か外国かにかかわらず、日本企業にとって大きなメリットがあり、また、我が国の国際仲裁の仲裁地としての国際的な信頼性を高めることにもつながる。さらに、日本企業内においても、英語での法律実務及びコモンローの法体系やグローバルスタンダードの国際仲裁実務に精通した人材を育成することは、国際仲裁を積極的に活用する上で重要であるとの指摘もあった。

(2) 本実務研究会として考える今後の方向性

国際舞台で活躍する仲裁人・仲裁代理人を含めた法務人材の育成のため、引き続き、大学法学部・法科大学院や海外仲裁機関等と連携した取組を積極的に推進すべきである。

例えば、次のような取組が考えられる。

- ① 大学法学部や法科大学院の学生、司法修習生を対象とした人材の掘り起こし（インカレコンペの実施、法科大学院における仲裁関係の授業の提供、国際仲裁に関する選択型実務修習プログラムの実施等を含む。）
- ② コモンローの法体系やグローバルスタンダードの国際仲裁実務及び英語での法律実務に精通した人材の育成
- ③ 海外の人材育成に関する仲裁関連団体等とも連携し、人材育成に適したトレーニングプログラムの提供
- ④ 国際調停（国際仲裁と国際調停の連携を含む。）の実務にも精通した人材の育成

4 仲裁専用施設の整備

(1) 本実務研究会における議論の概要

本実務研究会においては、調査等委託事業期間中に仲裁専用施設運営を終了した J I D R C からその経緯や原因等についてヒアリングを行ったほか、英国、シンガポール、スイス、ドイツ、韓国等の海外の取組についても関係者からヒアリングを行い、多角的観点から仲裁専用施設の有用性や運営の在り方、国費による支援の在り方等について議論を行った。

議論の中では、仲裁専用施設が東京に存在することは、会場、機材やスタッフの提供を通じ、仲裁事件の審理を容易にするという面のみならず、国内外に対する周知・広報活動や人材育成の面でも、さらには、海外に対し我が国の国際仲裁振興をアピールするというシンボリックな面でも有益であるという点についても異論がなかった。他方で、施設運営に必要な経費負担や、施設運用主体、運営体制の在り方が課題であるとの指摘がされ、特に経費負担の点について議論が集中した。具体的には、国際仲裁の公益的性格に鑑み、アジア圏内で仲裁振興を推進する国のうち、韓国、香港、マレーシア、シンガポールのように仲裁機関ないし仲裁専用施設の運営に資金拠出又は施設提供により公的支援が行われている国々に倣い、何らかの形で国費を投入して仲裁専用施設を確保すべきとする意見もあれば、反対に、国費を投入するのであれば施設の確保よりも広報・意識啓発活動や人材育成などの環境整備やユーザーに対する補助などソフト面での支援を優先すべきとの意見もあった。議論の結果、最終的に以下の内容で見解が一致した。

すなわち、短期的には、国の支援（リソース）は、我が国が仲裁地として国内外のユーザーに選ばれるために必要な国際的な評価向上のための環境整備、広報・意識啓発の強化や我が国を仲裁地とする場合に限らず、国際仲裁及び調停の実務を仲裁人、調停人、あるいは代理人として担うことができる更なる人材育成活動等に振り向けるのが適当である。その理由としては、これまでの調査等委託事業においては国による支援の大半が施設運営経費に投じられる結果となり、周知啓発・広報事業や人材育成事業に必要な費用が十分に捻出できなかったとの指摘があること、諸外国では、スイスやドイツのように仲裁人が仲裁施設を提供するなど、必ずしも（国費による支援を受けた）仲裁専用施設を保有せずに仲裁振興を行っている例もあること、東京や大阪などの大都市では仲裁審問を行う施設を確保することはできないわけではないとの指摘もあること、J I D R C による仲裁専用施設の運営終了後、別の民間事業者が東京都心において規模を縮小しつつも同様の仲裁専用施設の運用を新たに開始しており、その動向を見極める必要性が高いことなどが挙げられる。もともと、中長期的には日本における仲裁専用施設の安定的な確保を目指すべきであり、その方策として国費による支援を行うことも排除されるべきではないという点には異論がなく、仲裁専用施設の安定的な確保のためには、これを持続可能な形で運営していくための官民の負担の適切なバランスや運営体制・仕組みの在り方、主なユーザーである経済界の理解や支援の在り方、国費の有効な活用方法として他の基盤整備活動とのバランスの在り方、施設運営主体と我が国の代表的な商事仲裁機関である J C A A 等との関係の在り方等の諸点について引き続き検討を続ける必要がある。

(2) 本実務研究会として考える今後の方向性

長期的視点に立ち、日本において仲裁専用施設の安定的な確保を目指すべきであ

り、その方策として国費による支援を行うことも排除されるべきではない。ただし、その実現に向けては、**仲裁専用施設を持続可能な形で運営していくための官民の負担の適切なバランスや運営体制・仕組みの在り方、主なユーザーである経済界の理解や支援の在り方、広報・意識啓発、人材育成等のソフト面での基盤整備との間での国のリソースの効果的な配分の在り方、仲裁機関と専用施設運営主体の関係などについて**引き続き検討を進めるべきである。

第4 仲裁振興事業の実施体制・連携

1 本実務研究会における議論の概要

仲裁振興のための施策・事業の効果的な実施のためには、官民のステークホルダーが緊密に連携し、それぞれが主体的に責任を持って各施策・事業を実施していくことが不可欠である。また、国際的な法の支配の促進や、海外広報活動の観点からは、日本政府と外国政府の連携、そしてJCAAのような仲裁機関と海外仲裁機関及び各国の仲裁コミュニティ間の意見交換やイベントを通じた連携も重要である。

本実務研究会では、この点について議論を行い、下記2記載の内容で意見が一致した。

2 本実務研究会として考える今後の方向性

(1) 政府（関係省庁）の関与の在り方及び法曹界・経済界等との連携

平成30年とりまとめには、仲裁振興事業における官民の役割について、「国際仲裁は民間を主体とする紛争解決であり、（中略）国際仲裁の活性化のための基盤整備に当たっても、民間の主体的な取組を踏まえて、効果的な官民連携の在り方を模索していく必要がある」旨記載されていた。

しかし、仲裁振興のための関連団体との間の連携を民間のみで構築することは極めて困難である。そこで、政府において、とりわけ**内閣官房の設置する関係府省連絡会議**において、法務省、経済産業省、外務省をはじめとする関連省庁が連携し、それぞれの関連民間団体との間で調整力を発揮することが不可欠である。そのためには、各主体が個別に行っている活動を、総合的に把握し、相互の連携を位置づけることにより、より効率的な振興を推し進めることが求められる。

まず、**国と法曹界等（JAAやJIDRC、日本弁護士連合会、外国の法務・司法関連組織等を含む。）との連携については、法務省の役割が今まで以上に重要**である。これまでも、法務省は、JIDRCのイベントの共催、司法修習プログラムの実施等に関する調整のほか、ICCやCIARB等の海外機関との調整等を担ってきたが、今後は、仲裁法制や仲裁振興を担う**外国の法務省・司法省や海外仲裁機関・関連団体との連携を強化し、海外向けイベントの実施などの広報活動や人材育成事業にも積極的に取り組むべき**である。また、外務省とも連携し、民商事分野における司法外交の展開の一環として、UNCITRALにおける紛争解決ルール形成にリーダーシップを発揮するほか、今般の仲裁法改正や調停に関するシンガポール条約加入を含めた日本の仲裁関連法制の整備に関するものも含めた**海外における広報活動**をこれまで以上に展開すべきである。

また、**法曹界や国と経済団体との連携強化はこれまで以上に大きな課題**であり、**経済産業省・法務省が連携して担うべき役割も大きい**。これまでの仲裁振興事業では、

経済産業省が法務省とも連携し、JCAAやJIDRC等とセミナーの開催などを行ってきた。大企業向けのみならず、日本貿易振興機構（JETRO）等とも連携し、中小企業に対しての広報も積極的に行っているが、国際仲裁制度への認知・理解の定着に向けて取組を継続する必要がある。特に、中小企業を訴求対象とする国際仲裁に対する意識啓発のための活動は今後の大きな課題であり、そのためには、経団連や商工会議所をはじめとする経済界・経済団体との連携が鍵となってくる。今後も引き続き、経済産業省・法務省は関係省庁とも**連携しながら、これまで以上に、法曹界・経済界・経済団体との連携を強化**し、国内企業、とりわけ**中小企業に対する周知活動や国際仲裁の利用推進**を進めるべきである。また、本実務研究会においては、我が国を拠点とする仲裁機関の国際的な認知度向上や**投資紛争処理における我が国の国際仲裁の戦略的活用**についても指摘されているところであり、この点についても、経済産業省・法務省が関係省庁とも連携して検討を進めるべきである。

海外に対する広報活動やUNCITRALにおける紛争解決ルール形成主導、アジアにおける仲裁の利便性向上に向けた意識啓発のための活動には、**外務省の役割も重要**である。UNCITRALにおける紛争解決ルール形成については、今後も、法務省と連携しつつリーダーシップを発揮すべきであるし、民商事分野における司法外交のさらなる展開として、アジア地域、とりわけ友好協力50周年を迎えた**ASEAN地域における国際仲裁の振興**のため、国内においては法務省や経済産業省と、国外においては外国政府や海外仲裁機関、UNCITRAL、ASEAN事務局をはじめとする国際機関と連携し、シンポジウム等の周知活動を積極的に展開すべきである。また、海外企業向けの周知広報活動においては、JETROの活用も有用であり、同機構を所管する経済産業省においては、従前に引き続き、連携を進めていくべきである。

(2) 国内仲裁機関と他の仲裁関連団体・海外仲裁機関の連携の在り方

上述のとおり、国際仲裁の活性化を図るためには、日本の代表的な商事仲裁機関であるJCAA等が海外ユーザーからの認知度や評価を高めることが肝要である。今後、**JCAAをはじめとする仲裁機関には海外へ向けた仲裁機関及び仲裁地のアピールをより積極的に行っていくことが期待**されるところであり、政府もこれを強く支援すべきである。

また、仲裁振興活動は、仲裁機関のみならず、JAAをはじめとする国内を拠点とする民間の仲裁関連団体の役割も重要であることは言うまでもなく、各機関・団体との間で、これまで以上に円滑に連携をとりながら進められることが肝要である。

とりわけ、海外における広報活動においては、**JCAAほかJAAや関係省庁が連携した取組**が欠かせない。また、**他の仲裁機関等と連携してのイベント**の開催にもより積極的に取り組むべきである。

(3) 海外の仲裁関連団体・仲裁実務家等の連携の在り方

海外においては、仲裁人材の育成のためのトレーニングコースを提供している団体（CIArbやICC、SIARB等）もあり、JIDRCではこれまでもこれらの団体の一部と連携した取組を行ってきたが、その有用性に鑑み、人材育成に関するJIDRCの活動を引き継ぐことになるJAAにおいては、今後も引き続き、こうした**海外の団体と連携した人材育成の取組**を進めるべきである。

また、**海外を拠点とする仲裁実務家や我が国を拠点とする外国法事務弁護士からの**

インプットは、仲裁振興事業の立案・実施に当たって極めて有益であることから、国やJ A A、J C A A等においては、今後様々な取組を行うに当たって、連携の可能性を模索していくべきである。

「我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会」の開催経過

回次	開催日	概要
第1回	令和5年8月10日	委員による協議
第2回	令和5年9月13日	・出井直樹弁護士・JIDRC（副理事長） ・手塚裕之弁護士・JAA（副理事長） ・北川慎介・JCAA（理事長） からヒアリング
第3回	令和5年10月10日	・ドナ・フアン氏・ICC国際仲裁裁判所北アジア紛争解決サービス（ディレクター） ・小松岳志弁護士 ・高畑正子弁護士・JILA（国際委員長） からヒアリング
第4回	令和5年11月14日	・ラース・マーケルト外国法事務弁護士 ・中井康之弁護士 ・新田裕子弁護士 からヒアリング
期日間①	令和5年11月21日	・田村充氏・ユニアデックス株式会社（監査役）、 JCAA（コーディネーター） からヒアリング
期日間②	令和5年11月22日	・クリストファー・ラオ氏（シンガポールの仲裁実務家） からヒアリング
第5回	令和5年11月27日	・ダグラス・フリーマン弁護士 ・スティーブ・キム氏・KCAB（事務局長） ・フェリックス・ダッサー氏・ASA（プレジデント） からヒアリング
期日間③	令和5年11月30日	・ダミアン・ヒックマン氏・IDRC（CEO） からヒアリング
期日間④	令和5年12月6日	・ラモーナ・シャルト氏・DIS（事務局長） からヒアリング
第6回	令和5年12月15日	・道垣内正人教授・早稲田大学大学院法務研究科 からヒアリング
第7回	令和5年12月26日	論点整理
第8回	令和6年1月25日	研究会報告書（案）について

「我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会」構成員

座 長 山本 和彦 一橋大学法学研究科教授

委 員 東 貴弘 日本製鉄株式会社法務部国際法務室上席主幹/知的財産部知的財産法務室知財法務第一課長

小川 新志 一般社団法人日本商事仲裁協会仲裁調停部仲裁調停課長

小原 淳見 弁護士（第一東京弁護士会）

高取 芳宏 弁護士（第一東京弁護士会）

中山 紘行 山鋼プランテック株式会社 代表取締役

関係府省庁 内閣官房副長官補室（法務担当）

内閣府知的財産戦略推進事務局

法務省大臣官房国際課

外務省経済局政策課

スポーツ庁競技スポーツ課

経済産業省貿易経済協力局貿易振興課

特許庁総務部総務課

国土交通省総合政策局政策課